

オランダ産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に関する植物検疫実施細則（平成10年2月5日付け10農産第857号農産園芸局長通達）の一部改正新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>オランダ産おらんだいちご、とうがらし、トマト、なす及びぶどうの生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第3の項のオランダ産のおらんだいちご、とうがらし、トマト、なす及びぶどうの生果実に係る植物検疫の実施については、平成5年1月27日農林水産省告示第81号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>オランダ産おらんだいちご、<u>きゅうり</u>、とうがらし、トマト、なす、<u>ぶどう</u>、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第3の項のオランダ産のおらんだいちご、<u>きゅうり</u>、とうがらし、トマト、なす、<u>ぶどう</u>、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に係る植物検疫の実施については、平成5年1月27日農林水産省告示第81号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>